

事業復活支援金

中小法人・個人事業者のための

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

給付対象

①と②を満たす
中小法人・個人事業者が給付対象となり得ます。

① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上または30%以上50%未満減少した事業者

給付額

中小法人等 上限最大250万円
個人事業者等 上限最大50万円を支給します。

給付額 基準期間^{※1}の売上高-対象月の売上高×5か月分

※1 2018年11月～2019年3月 / 2019年11月～2020年3月 / 2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 ^{※2} 1億円以下	年間売上高 ^{※2} 1億円超～ 5億円以下	年間売上高 ^{※2} 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

相談窓口

0120-789-140
IP電話専用回線

03-6834-7593
受付時間
午前8時30分～午後7時
(土日・祝日含む全日)

ホームページ

事業復活支援金 検索
<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>

申請期限

5月31日(火)

男女共同参画のまちづくりに取り組んでみませんか

男女共同参画推進懇話会委員募集

男女共同参画推進に関する事項について、市民の皆さんの幅広い意見を聞いて、施策に反映させるため、第9期男女共同参画推進懇話会委員を募集します。

▼募集期限
6月3日(金)まで
(当日消印有効)

▼応募・問い合わせ先
〒861-1195
合志市竹迫2140
総務課 総務・男女共同参画班
☎(248)1112
☎(248)1196
✉soumu@city.koshi.lg.jp

▼応募資格
・男女共同参画社会づくりに理解と意欲のある人
・市内に在住または勤務する20歳以上(令和4年4月1日時点の人)
・年7回程度、平日に開催する懇話会に出席でき、不定期の各種イベントに参加できる人

▼募集人員 3人程度

▼任期
7月1日から令和6年6月30日(2年間)

▼応募方法
住所・氏名・年齢・職業・電話番号を明記し、「応募理由」と「男女共同参画推進懇話会委員になってやってみたいことや学習してみたいこと」についての作文(400字詰め原稿用紙1枚×2枚程度)を郵送、FAX、Eメールまたは直接お持ちください。



6月1日は、人権擁護委員の日です

人権擁護委員はあなたのまちの相談パートナー

人権擁護委員とは
人権擁護委員は、人権擁護委員法に基づいて、市民の皆さんの人権相談を受けたり、人権の考えを広めたりする活動をしています。

市には、市長から推薦され、法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が9人います。

▼市人権擁護委員
赤坂 一矢 (南陽)
池田 一也 (笹原)
惠濃 裕司 (永江団地)
川畑 愛子 (桜路)
桑原 典恵 (杉並台)
小林 富代子 (若原)
松本 拓也 (黒石団地)
水之上 明子 (新栄温泉団地)
山田 千代美 (若原)

人権相談窓口
相談は無料で秘密は守られます。人権についてお悩みの人は、お気軽に相談してください。

常設人権相談(市人権教育指導員)
▼とき 午前9時～午後4時30分
(土日・祝日を除く)

▼ところ 市役所 人権啓発教育課
特設人権相談(市人権擁護委員)
・年2回実施
※実施日などの詳細は、広報こうしで改めてお知らせします



こちら消費生活センターです

◆ 問い合わせ先 市消費生活センター(総務課内) ☎248-5442
相談受付時間 平日 午前10時～午後4時

ご用心 10代・20代がターゲット

相談事例
ネットに「副業」の広告があり、相談に乗ると報酬が得られると書いてあったので登録をした。20万円の報酬を約束するというメールが届き、受け取るには運営会社の会員になることが条件と記載があったので、5000円の会費を支払った。その後相手と連絡先を交換するには1万円を支払うように事務局に言われたので、クレジットカードで決済した。しかし、連絡先の交換がうまくいかなかったため、事務局に相談したところ、3万円支払うように言われ、言われたとおり支払ったが、今度は7万円を支払うように言われた。副業サイトと思っていたが実際は出会い系サイトだったようだ。騙されたようなので返金してほしい。

アドバイス
① 契約する前によく考えて、契約すること。
② 友人などの誘いでうまい話を勧誘され断りにくく契約をしてしまったなど、消費者トラブルになったら早めに消費生活センターへ相談しましょう。

解説
この相談の場合、今後事業者と返金について交渉を行うことになりま

(18歳 女性)

消費生活センター ホームページ

